

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 大府大和共栄保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 成田 加代子	定員（利用人数）： 135名（89名）	
所在地： 愛知県大府市共栄町3丁目10-1		
TEL： 0562-57-2711		
ホームページ： <a href="http://www.daiwa.or.jp/">http://www.daiwa.or.jp/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 23名
専門職員	（管理者） 1名	（看護師） 1名
	（事務職員） 1名	（栄養士） 2名
	（保育士） 24名	（調理員） 4名
	（保育補助） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 保育室・遊戯室
		屋外プール

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

##### ・施設・事業所

新しい時代を担う乳幼児の心身の発達を助長し豊かな情操を養い、協調性、思いやりのある人格形成できるよう、物事を探求する目、相手の話をしっかり聞く耳、思ったこと、考えたことが話せる子どもを育成します。

#### 【大和建学の精神】

「見る目」物事を探求する目・・・何事にも積極的に取り組み、健康で活動的な子

「聞く耳」相手の話をしっかり聞く・・・相手の思いを聞き、正しい事に向かって協力する子

「語る口」思い、感じ、考えが話せる・・・思ったこと、感じたこと、考えたことをよく表し、愛情豊かな子

★基本方針

「信頼」「責任」「創意」

1.わたしたちは、信頼こそ、園と家庭を結ぶ絆であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も、保護者にも信頼される保育をしなければならない。

1.わたしたちは、責任こそ、幼児教育の道であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も、保護者にも、すべてに対して責任を持たなければならない。

1.わたしたちは、創意こそ、幼児教育発展の鍵であると確信する。それには、保育する者も、保育される幼児も、保護者にもすべてが満足できる最高の保育技術を駆使し、常に新しい保育の分野の開拓を目指して、前進しなければならない。併せて地域社会の発展向上にも役立つよう努力しなければならない。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・保育のICT化を図り、保育ドキュメンテーションの機能を活用して、日々の保育活動が保護者に伝わるようにしている。
- ・衛生的かつ保護者の負担軽減のため、オムツのサブスクや食事エプロン、手口拭きナップのサブスクの導入を行っている。
- ・乳児組の保育参観を保護者参加型にし、半日程度保育士として我が子と接していただき、積極的な関りを促す工夫をしている。
- ・園児の園内での様子の写真をネット販売し、保護者様に喜んでいただいている。
- ・絵本は、心の栄養です。週1回、保育園の絵本を貸出し、親子で絵本を読む時間をつくっていただけるようにしている。図書館に行かなくても絵本が借りられると好評である。
- ・幼児組と園庭の活動時間を分けることで、乳児組も広い園庭で活動的に遊べる。
- ・学校法人大和学園のグループ法人であるため、幼稚園教育の良いところと保育園の教育と養護を加味した保育を行っている。
- ・専任の英語講師とゲームや歌を歌って英語に親しみ、異文化に触れるようにしている。
- ・専門の体育講師により、体育活動を通して運動能力の向上を目指しています。
- ・芋ほり、みかん狩り、公園等に園バスを使用して園外保育に出掛け、楽しい思い出作りをしている。
- ・食育の一環として、野菜の苗植え、成長過程の観察、収穫後の提供を行っている。
- ・めんたるぶれいを行い、子どもの知的好奇心を刺激し「自分の考え、判断・できる」力を育てます。
- ・保護者のニーズに合わせて、英語教室や体操教室の課外教室がある。
- ・年1回の救急救命講習の受講やAEDを設置しており、全職員が使い方を把握している。
- ・自園調理をしており、提供した給食を写真で掲示し、併せて栄養素の働きを表示している。行事食が提供できる。
- ・こいのぼり、七夕、もちつき、ひな祭り等の日本古来の伝統行事を大切にしている。
- ・地域に根差した保育園になるよう地域交流を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 5月 1日(契約日) ~
	令和 5年11月 2日(評価確定日) 【令和 5年 9月 5日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

#### ◆園長の改善・改革意識

まだ開設から4年目の園であるが、園長の強い改善・改革意識の下、業務の効率化が図られて保育の実効性が高まっている。ICT化が進められ、園での保育内容（園の方針や担任に考え方）を正確に保護者に伝えている。家庭内での親子のコミュニケーションが取れるようになったり、親子の共有する時間が増えたりしている。保護者の負担軽減のために、乳児が園で使用するタオルやエプロンを私物から共用（園所有）に切り替えた。保護者の意向を確認し、おむつのサブスク化も検討している。

#### ◆働きやすい職場環境

園運営にあたり、園長は職場環境（職員の間関係）を重要視しており、安定的な職員雇用の下に働きやすい職場づくりを進めている。ICT化（コドモンの導入）によって職員の業務負担が軽減され、時間外勤務が大幅に減少した。有給休暇の取得に関しては、勤務シフト作成時に希望休を認め、育児休業明けの職員には時短勤務が認められている。職員室には常に職員の姿があり、ゆとりさえ感じられる職場環境である。

#### ◆感染症予防の取組み

看護師が配置され、感染症の関する責任と役割が明確な管理体制が整備されている。感染症の予防や感染拡大防止等の対応マニュアルも整備されている。対応は全職員が統一して行えるよう看護師を講師とした研修も行い、感染予防の確認を行っている。特に感染症が発生した時は、嘔吐物の処理や手洗い等をテーマにした研修も行っている。経験の浅い職員にとっては、この実技研修は即効性があり効果を上げている。保護者への情報はICTを利用して知らせている。

#### ◆子どもが基本的な生活習慣を身に付ける環境

子どものやろうとする気持ちを大切に、やれる所は見守りや励まし、出来ない所はそっと援助している。できた喜びを職員も一緒に喜び、子どもの頑張りを認めている。子ども同士教え合っている姿も見られ、生活習慣が無理なく身に付くような環境が整っている。人形等を使って、少し大き目のボタンホールで遊ぶ環境を用意し、子どもは自然体で生活習慣を身に付けていく。

### ◇改善を求められる点

#### ◆中・長期計画の策定

市の「市・子ども子育て支援事業計画（2020～2024年）」に沿い、地域の保育ニーズに応えることを目指している。北山コミュニティーとの関わりを強固にして、地域とともに保育を展開しようとの園長のビジョンがあるが、明文化するには至っていない。法人の方針を確認した上で、園長の思い描く3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として目に見える形で示されたい。

#### ◆研修効果の確認

職員の教育や研修を、階層別や職種別、テーマ別に区分して体系化するには至っていない。また、履修後には職員から「研修報告書」の提出を求めているが、研修が「研修報告書」で完了してしまっている。研修で得た知識や技術が保育の現場で実践されたか否かの「研修効果の確認」を行うことが望まれる。

#### ◆標準的実施方法の文書化

「保育の全体的な計画」が職員一人ひとりに配付され、保育の計画やデイリープログラムで標準的実施方法としているが、具体的な場面ごとの標準的実施方法は明確になっていない。マニュアルとしてデータ化されているが、必要な場面の資料探しに時間を要する。標準的実施方法として、必要時に情報が入手出来るような手引書を工夫し、経験の浅い職員にも標準的な実施方法が理解できるよう周知する取組みを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審して、保護者様が園に対して求められている点、園運営において特に高く評価していただいた点、改善が求められる点を職員が理解し、今後の園運営においてしっかりと取り組んでいくべき事が明確になりました。高く評価をしていただいた点については、より良くしていくという志を持ち、更なる改善に取り組んでいきたいと考えています。改善を求められる点については、明文化や文書化の必要性を丁寧に助言いただき、早速取り組んでいます。このような機会をいただきありがとうございました。より良い保育園になるよう努力していききたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 年度初めの職員会議で理念に関わる話し合いを行い、掲げている理念が現在の保育環境に合致していることや相手の話を聞くことの大切さを確認している。保護者に対しては、入園式や各種行事の際に園長が挨拶の中で理念や基本方針に触れ、保護者理解を進めている。保護者アンケートでは「理念・基本方針の保護者周知」が92%の高い肯定値を示した。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 毎月対面で市の園長会や補佐会が開催されており、園長が出席して園運営に関する有益な情報を得ている。市内の民間園で構成される「私立保育園連盟」が立ち上がり、より詳細な情報が得られることとなった。学区の小学校の校長や民生委員児童委員も参加する「北山コミュニティ」が、園運営にとっての重要な位置を占めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 喫緊の課題として、正規職員と非正規職員の意識格差を挙げている。質の高い保育を目指す上で、各種手順の理解やマニュアルの周知、危険予知の判断基準等の格差は正が必須となっている。入園式の後で非正規職員対象の研修を行っているが、年間を通しての具体的な取組みを計画することが望ましい。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 市が公表している「市・子ども子育て支援事業計画（2020～2024年）」に沿い、地域の保育ニーズに応えることを目指している。北山コミュニティとの関わりを強固にして、地域とともに保育を展開しようとの園長のビジョンがあるが、明文化するには至っていない。園長の思い描く3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として目に見える形で示されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画は前年度の事業計画の反省、見直しを行って作成している。期中での進捗評価や期末の最終評価を曖昧なものとしないうえにも、事業計画に取り上げた主要な取組みや項目には、数値目標や具体的な到達点を設定することが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の作成時や見直し時には、職員会議で打ち合わせを行って職員意見を収集し、それを園長がまとめ上げている。職員全体で事業計画に取り組む姿勢はあるが、事業計画の主要な項目に数値目標が設定されていないことから、期末に作成される事業報告書での評価が曖昧にならざるを得ない状況である。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 電子連絡システム・コドモンの導入および有効活用によって、保護者への各種連絡事項の伝達が円滑かつ確実にされるようになった。事業計画の保護者周知も例外ではなく、保護者アンケートでは高い肯定率（70%）を示した。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 各種のチェックリストを使って保育の質の現状把握や課題抽出を試みている。正規職員対象に公立園と同じ「自己チェックリスト100」を年に2回行い、自動分析の結果を保育に反映させている。職員全員を対象とした「人権擁護チェックリスト」は、園長のコメントを職員個々にフィードバックしている。年2～3回の「不適切保育のチェックリスト」は、法人が集計して園に結果が届く。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 各種チェックリストの実施から課題を抽出しており、園内の勉強会で「保育所保育指針」や解説書に照らして考察し、改善に取り組んでいる。ただ、改善活動が計画的に実施されているとは言い難い。責任者もしくは担当者（誰が？）、期限・期間（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にして取り組むことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割や責任が「保育園職員の服務」に明記され、その他の職員も自らの責務を自覚して保育にあたっている。行事ごとに「しおり」を作成し、特に運動会や作品展、発表会等の3大行事の際には、それぞれの行事の内容に合わせて自らの考え方や法人の方針などを説明している。園長不在時の権限委任先は「運営規程」の記述から主任保育士が担うことが読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> こども家庭庁の発足を機に、子ども子育ての新制度が動き始めている。園長は関連する研修に参加するなど、法令の正しい理解と職員への周知に努めている。職員のコンプライアンス意識に関しては、正規職員と非正規職員との格差は感じられない。法令の改廃によって、園の規程やマニュアル等の改訂が円滑に進むよう、関係法令やマニュアル類のリスト化を期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 家庭と連携し、園での保育内容を正確に保護者に伝えている。家庭内での親子のコミュニケーションが取れるようになったり、親子の共有する時間が増えたりしている。保護者の負担軽減のために、乳児が園で使用するタオルやエプロンを私物から共用（園所有）に切り替えた。保護者の意向を確認し、おむつのサブスク化も検討している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> ICT化による職員の業務負担の軽減が進んでいる。保育電子情報管理システム「コドモン」が導入されており、登降園管理や保護者への園情報の伝達等々、職員の手によるアナログ対応から、電子機器によるデジタル対応へと進化している。職員室には常に職員の姿があり、ゆとりさえ感じられる職場環境である。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 園の開設から5年目であり、安定的な職員雇用が継続している。園舎に面積的な余裕があることから、職員の力量を見据えた上で将来的には定員増も可能な状態である。新規の職員採用は法人本部が主導して行われているが、面接試験には園長が立ち会っている。職員は毎年「継続の届出書」を提出し、職員の就労意向を確認することで安定雇用につなげている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> キャリアパスは未構築であり「人事評価シート」による年に2回の人事考課を行っているが、集計・分析等には進んでおらず、実効性を伴っているとは言い難い。目標管理制度もあるが、個々の目標に具体的な数値目標等が設定されておらず、目標自体も設定根拠が曖昧である。法人本部との連携の下、キャリアパスと人事考課、目標管理を連動させた総合的な人事制度の構築が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の運営にあたって、園長は職場環境（職員の人間関係）を重要視しており、安定的な職員雇用の下に働きやすい職場づくりを進めている。コドモンの導入によって職員の業務負担が軽減され、時間外勤務が大幅に減少した。有給休暇の取得に関しては、勤務シフト作成時に希望休を認め、育児休業明けの職員には時短勤務が認められている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間2回の面談を行っており、個人目標を設定して目標管理を実施している。しかし、職員個々の課題を明確にして目標設定の根拠としたり、事業計画に掲げる園目標（主要な項目）と個人目標とを連動させるなどの仕組みはない。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉘ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員研修の考え方が、事業計画の主要な項目としての「職員育成」の中に示されている。しかし、階層別、職種別、テーマ別の各種研修を、体系化するには至っていない。また、履修後には職員から「研修報告書」の提出を求めているが、研修が「研修報告書」で完了してしまっている。研修で得た知識や技術が保育の現場で実践されたか否かの「研修効果の確認」が行われていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉙ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が主催する研修や法人が行う研修、園で計画・実施される園内研修等があり、動画配信によるリモート研修（コドモンカレッジ）を受講することもできる。今後の課題として、各種の計画を階層別や職種別、テーマ別に体系化し、職員個々が年間に履修すべき研修を明確にすること、また職員個々の研修受講の履歴の管理が挙げられる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉚ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍ではあるが、保育士養成校の求めに応じて積極的に実習生を受け入れている。実習現場での手引書は作成されているが、実習の受入れを包括して管理するマニュアルは未整備である。実習生受入れの意義や目的を明確にしたマニュアルを整備すること、実習の終了時に実施した反省会の記録を残すことなどが課題として残る。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉛ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人や園の情報がホームページ上に公開され、保護者に対してはパンフレットや「保育園の生活について」「大府大和共栄保育園運営について」等で詳細な情報を提供している。苦情や要望を受け付ける窓口は明確になっているが、対応手順が一部欠落している。申出人に対するフィードバックや解決後の公表の仕組み等を明確にした規程やマニュアルの整備が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉜ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の「経理規程」に沿い、園での現金の出納は10万円を限度とする小口現金制をとっている。決裁権を園長が有し、出納責任者を事務員とすることで内部牽制が働く仕組みがある。年に1度、法人監事による対面での内部監査が行われている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「全体的な計画」の「交流」の項目に、地域との交流や連携の基本的な事項を記述している。園（子ども）と地域とを結ぶ懸け橋の役割を「北山コミュニティー」が担っており、園としても積極的に関わっていく方針を持っている。芋畑の手配や農業指導等々、既に北山コミュニティーからは多くの恩恵を受けるという実利も得ている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  園の誕生会にマジックのボランティアが来訪したり演奏会を行ったりと、コロナ禍の中でも可能な限りボランティアの受入れを行ってきた。北山コミュニティーの会長の骨折りで芋畑が借りられることとなり、農業指導も地域住民の助けがある。今年度から、地域の中学生の体験学習受入れも計画している。未整備の受入れマニュアルの作成を急がれたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  行政機関や教育機関、医療機関等とは密接な連携体制を構築し、特に地域の医療機関に関しては一覧表にまとめられている。園の方針に理解を示し、協力的な姿勢で関わってくれる北山コミュニティーを、最も重要な社会資源として認識しており、今後ますますの連携強化が期待される。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「地域に根付いた子どもを育てる」との方針に沿い、市の園長会議や生涯学習推進委員会、幼保児小中連絡会議等に参加して情報を集めているが、中でも北山コミュニティー会議では多くの有益な地域情報が得られている。それらの会議が機能しており、子どもの安全を守るために、園の周辺の道路に横断歩道が整備（新設）された。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ⑤ ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  在園の子どもの祖父母を対象とした「祖父母交流会」を、今後は地域全体の高齢者を対象とすることを計画している。コロナ禍もあって、園開放や園庭開放等の取組みは行われていない。専門性を持った豊富な人的資源（職員）を活用し、地域を対象とした子育て相談やセミナーの開催等、積極的な地域貢献活動の企画を期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育（基本理念や方針）が「保育園の案内」や「入園のしおり」等に明示され、玄関にも掲示している。互いを尊重する心を育てる保育の実践として、幼児組では毎日帰りの会で子ども同士が互いの良い所を見つけ認め合える機会を作っている。外国籍の子どもも在園しているが、人権や文化の違いを尊重する姿を職員が行動で示し、保護者も理解する機会としている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」等が整備され、職員は不定期に虐待に対するチェック表を用いた自己点検を行っている。1・2歳児のトイレ入口には衝立があり、以上児には扉を設置している。プールの着替えには巻きスカートを着用する等、プライバシーに配慮している。プライバシーの保護マニュアルに、排泄や着替え等の具体的な場面での配慮事項を明記されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍でもあり、入園希望者は個々にホームページやSNSを通して必要な情報を入手可能であり、パンフレットや入園案内は市役所に設置してある。見学希望者には、パンフレットを使って主に園長が案内している。開設から4年が経過したことから、パンフレットの見直しをして地図を分かりやすくする等、常に最新の情報を提供するよう心掛けている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前に「重要事項説明書」を使って保育の開始や変更に関する説明を行い、同意書を得ている。説明資料は、保護者が理解しやすく又注意を引くために太文字で記載されている。特に配慮を要する保護者への説明は担任が行い、困った時は主任・園長に相談している。外国籍の保護者の言葉の理解等にも配慮して適切に説明している。それらの説明に関するルールを明文化することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の変更にあたり、継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は定められていない。市内の転園の場合は、市が定めた送付内容を転園先へ渡している。しかし、市外転園の場合は送付していない。退園後、保護者が相談できる担当者や窓口は未設置である。実際には、担任や主任・園長が相談を受けている。退園後の相談方法や担当者についての説明文を作成し、文書を渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者満足度を把握する機会として、行事（運動会・作品展等）が終わると直接意向や要望を聞き、得られた情報を会議で分析・検討している。しかし、保護者全員を対象とした取組みにはなっていない。又個別の相談、保護者懇談会を実施し、保護者満足度を把握して改善に取組んでいるが、記録が残されていない。利用者満足度の把握についての仕組み作りが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制は整備されており、保護者へは「重要事項説明書」にて説明している。仕組みを分かりやすくした資料を玄関に掲示し、周知を図っている。今年度、苦情相談が1件あり、解決した記録は残されている。検討内容や対応策について保護者にフィードバックしたり、苦情を申し出た保護者に配慮した上での公表を実施する等、より一層の保育の質の向上を目指されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者が相談や意見を述べたい時に、複数の方法や相手を選ぶことが出来る説明は「重要事項説明書」に明文化されている。乳児の連絡帳はICTが活用され、園長はじめ職員が送迎時の保護者に声掛けてコミュニケーションをとっている。個別に話し合いが必要な場合は、特別な相談室はないが事務室内をパーテーションで仕切り、相談しやすい環境で対応している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者の意見を積極的に把握しようとしているが、記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルは確認はできなかった。内容によっては、職員会議で情報共有して検討している。相談は滞ることなく返答されているが、意見箱の設置を望む声もある。職員の誰もが同じ対応がとれるよう、対応マニュアルを整備して定期的に見直すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメント委員会は未設置である。ヒヤリハットはICTを活用して全職員が報告出来、報告書は全職員が目を通して確認している。「事故防止対応マニュアル」や「緊急対応マニュアル」は整備されている。ヒヤリハット報告、安全点検、事故報告等を分析して再発防止に取り組んでいるが、リスクマネジメントの責任者を明文化し、情報共有、対応が出来る体制作りが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師の配置があり、感染症対応の責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。感染症の予防、発生時等の対応マニュアルも整備され、全職員が統一して対応できるよう看護師による研修や確認等を行っている。嘔吐処理や手洗いなどをテーマにした研修も行っている。新型コロナウイルス感染症も資料が整理されている。保護者への情報提供はICTを活用している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑤ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災計画を作成し、災害時の対応体制を整備している。安否確認の方法は周知されているが、保育を継続するための初動時対策等是一部未整備である。鍵は早朝保育者のみの持参であり課題を残す。「備蓄リスト」があり、食料等は調理室で保管され、医薬品は別に保管している。避難訓練は毎月実施しているが、引き渡し訓練は未実施である。自治会や地域と協力した訓練の実施が望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」が職員一人ひとりに配付され、計画やデイリープログラムで標準的な実施方法を定めている。しかし、具体的な場面ごとの標準的な実施方法が明確になっていない。マニュアル等がデータ化されているが、資料探し(OUT PUT)に時間を要する。必要な時に直ぐ情報が入るような手引書を作成し、経験の浅い職員にも標準的な実施方法が理解できるような取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑦ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法の見直しは、年間計画や月・週案等の作成時に、職員会議や終礼等で行われている。その時々で必要に応じて追記や変更が行われているが、主要な文書に追記、改訂履歴が記載されていない。保護者からの意見や提案、要望などが反映される仕組みの構築は十分とは言えない。保護者アンケート等を参考に、標準的な実施方法に反映させる仕組みづくりが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントを面接時に実施し、保護者ニーズを指導計画に反映させている。特別な配慮を要する子どもが4名おり、個別指導計画とクラス指導計画の双方を関連付けて作成している。3歳未満児は個別指導計画で、幼児は月・週案で個別は年4回の「保育の記録」に記入される。個々の子どもの発達を保証していくためにも、3歳以上児も個別指導計画を作成する事を期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画は担任が評価、見直しを行い、主任と園長が確認している。指導計画の変更を職員間で共有・周知する仕組みや、指導計画を急に変更する場合の手順が未整備であり、口頭や「園内連絡記録」を見るルールに留まっている。標準の実施方法に反映させる事項や改善につなげる事項等を明確にし、記録として残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに関する記録等は市の統一した様式を用い、ICTを活用している。自由に使えるパソコンは台数に限りがあるが、Iパットも活用して適切に記録を作成している。記録はパソコンの共有ファイルに保管して管理され、全職員が閲覧できるよう情報共有にも努めている。記録する職員によって内容や書き方に差異が生じないように、主任が個々に指導して効果を上げている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「個人情報保護規程」が整備されている。入園説明会で「重要事項説明書」を用いて説明し、保護者の理解を得ている。職員は採用時に「個人情報保護規程」をはじめ管理規則等についての「誓約書」を提出している。「情報開示規程」は確認できなかった。情報開示の請求事例はない。データは持ち出し禁止のルールがあるが、数台あるカメラの使用についてもルール化することが望まれる。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は見やすく作成されている。市の補佐会議で共通部分を作成し、園長と主任が自園の特色を出して完成させている。開設から4年目を迎え、地域の実態などを考慮して作成している。コロナ禍で実態に合わない部分もあるが、毎年見直しを行って精度の高い計画を目指している。年度初めの職員会議で、園長が作成の意図や経緯を説明して周知を図っている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍対策や暑さ対策として各部屋に温湿度計を設置し、毎日記録して環境整備の参考にしている。エアコンや空気清浄機も利用し、適切な環境に心がけている。机や椅子、ドア等の子どもの手に触れる物もこまめに消毒し、衛生管理にも配慮している。窓を開ける等で換気にも心がけ、保育室にカーペットを敷いて寛げる空間作りにも取り組み、心地よく過ごせる場所を確保している。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに伝えたい事がある時は、短く分かりやすい言葉を使い、穏やかな声で話し掛けて子どもの気持ちを受け止めている。言葉で伝えることが難しい場合は、絵カードや指人形等を使って視覚からもアプローチしている。表情からも子どもの気持ちを汲み取るよう心がけている。訪問日には、急かす言葉や制止する言葉は聞かれず、穏やかな環境の中で保育が実践されていた。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものやろうとする気持ちを大切に、やれる所を見守り励まし、出来ない所はそっと何気なく援助している。できた喜びを職員も一緒に感じて、子どもの頑張りを認めている。子ども同士が教え合っている姿も見られ、職員が褒めたり励ましたりして無理なく身につくよう見守り、自らやろうとする気持ちを育てている。ボタン止めは人形等を使い、遊びながら生活習慣を身に付けさせている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが玩具を選んで遊べる環境が用意されている。ルールのある遊びを室内外に取り入れ、社会的ルールや仲間入りする態度が身に付く機会としている。隣に公園があるが、あえて遠回りして信号を渡る機会を作ったり、自然に交通ルール等が身に付く機会を作る等の工夫がほしい。さらに、様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備としては、音楽面に課題を残す。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>安定して過ごすために家庭との連携を重視し、送迎時のコミュニケーションやICTの活用で情報情報共有に努めている。月齢に合った椅子やベッドを準備している。保育参観を保護者参加型にし、半日程度を保育士として我が子と接する取組みをしている。育児相談もあるが、相談の内容をクラスや個別の指導計画に反映させるに留まり、育児相談記録としては残されていない。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自分で行おうとする気持ちを大切にし、自我の育ちや探索活動を受け止めるよう関わっている。時には噛みつきや怪我等もあるが、被害を受けた子どもには職員が謝罪している。口唇時期やコロナ禍にも配慮し、使った玩具等は丁寧に消毒している。未満児クラスは複数担任であるが、出来るだけ特定の職員が関わるようにして情緒の安定にも配慮している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 各年齢共に「保育所保育指針」に示された内容が生活と遊びを通して総合的に身に付くよう、全体的な計画や指導計画の中に盛り込んでいる。コロナ禍で発表会や作品展等の取組みは制限を受けてはいるが、ICTを有効に活用して活動の様子を伝え、保護者喜ばれている。子どもたちが取り組んできた共同的な活動を、就学先の小学校等へ伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害名はついていないが、特別な支援を要したり気になる子どもがおり、加配制度で統合保育を行っている。個別指導計画とクラスの指導計画とを関連付けて保育を行っている。園舎は新しく、単に障害児のためだけではなく、すべての子どもの成長に応じた適切な環境となっている。段差は少なく滑り止めや手すりもあり、トイレも使いやすい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「デイリープログラム」や「保育園の一日」により、連続性に配慮した保育を行っている。異年齢保育時間は、誤嚥に配慮した玩具に変更して安全性に配慮している。引継ぎはノートや口頭で、保護者伝達は送迎時やICTを活用している。保育時間の長い子どもには、おやつや水分補給の時間がある。子どもの発達保障の観点から、長時間保育に関しても指導計画の作成が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 年2回、市主催の幼保児小中連絡会議がある。隣接している小学校を中心にグループを組み、意見交換や情報交換を行い、時には合同研修を行っている。5歳児には就学に関する絵本や話を通して小学校生活に見通しが持てる機会とし、保護者には保育内容や就学に向けての情報をドキュメンテーションを利用して伝えている。個別面談を通して、安心して就学が迎えられるよう配慮している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「健康管理マニュアル」があり、保健衛生年間指導計画を作成している。看護師が講師となって感染症等の研修を行い、職員の知識を高めている。看護師が「ほけんだより」を毎月発信し、その月の注意事項（夏バテや虫刺され対応法など）を記載し、身近な薬剤師としての役割も担っている。保護者は乳幼児突然死症候群に関する知識を「ほけんだより」や掲示板、ICT等で得ている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 内科・歯科検診共に年2回の実施である。記録は看護師が漏れなく記入して保管し、保護者にはICTや書面にて通知している。必要に応じて医療機関の受診を勧め、受診率は100%である。歯科検診後、虫歯予防や6歳臼歯についての紙芝居やエプロンシアター等を行い、保育に反映させている。5歳児の希望者にはフッ化物洗口をして「う歯」（虫歯）への進行を防ぐ取組みを行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市作成の「アレルギー対応マニュアル」がある。アセスメントでアレルギー児を把握し、医師の診断の下に保護者と連携して適切に対応している。他児とは机や食器、お盆等を変え、調理員と担任が名前を確認して配膳している。アレルギー研修や緊急時対応訓練を行い、必要な知識と技術の習得に努めている。緊急時に必要な記録用紙が各部屋に常設しており、適時に記入が可能である。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「年間食育計画」に基づいて指導計画を作成し、食育の活動に取り組んでいる。子どもたちが育てた芋や野菜を収穫し、給食の献立に取り入れて食への楽しみを伝えている。アレルギー児も同じテーブルで同じ献立が食べられる取組みをしており、卵や牛乳を除去している。完食の達成感が味わえるよう、子どもはご飯やおかずの盛り付け量を選ぶ事が出来る。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;  「衛生管理マニュアル」があり、自園での給食を提供している。職員会議で、栄養士と担任が献立・喫食状況等の意見交換を行っている。栄養士は毎月市の食育検討会に出席し、市と連携して情報共有している。誕生日会や七夕、クリスマス等の行事には、星形の野菜や季節を感じるデザート等で子どもたちに喜ばれている。廊下から調理の様子が観察出来、調理員から話を聞く機会もある。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;  ICT（コドモン）の導入によって、園（職員）と家庭（保護者）との情報共有がなされ、園の方針や担任の考え方が保護者に伝わっている。看護師からの「ほけんだより」や栄養士からの「食育だより」等が毎月保護者のもとに届き、家庭内での会話（コミュニケーション）に話題を提供している。ICTに頼るだけでなく、送迎時の保護者への声掛けにも配慮している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;  乳児の保護者を対象として、一日保育士として保護者が保育の現場に入り、保育体験を行っている。幼児クラスの保育参観日には、体育レッスンが行われている。乳児、幼児クラスのこれらの取組みに直接関わることで、保護者は安心感を抱くこととなる。ICTを活用して保護者から相談を受けることもできるが、希望があれば対面での相談にも丁寧に対応している。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;  家庭での虐待を早期に発見して対応するために「視診マニュアル」を定めている。マニュアルに沿い、職員は登園時の子どもの状態や保護者の様子等を観察している。現時点では、家庭での虐待を疑われる事例はないが、いつでも市の担当部署や保健センターの家庭児童指導相談係に連絡が取れるようになっている。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;  「自己評価シート」を使って、年に2回職員は自らの保育の振り返りを行っている。このシートを基にして、年に2回園長との面談が行われている。しかし「自己評価シート」から職員個々の課題や問題点等を抽出するに留まり、園全体の自己評価として活用する取組みには至っていない。</p>		